

「第 21 回疾病、傷害及び死因分類専門委員会」(資料 2 抜粋)

ICD-11 和訳の取扱について (案)

1. 和訳に当たっての基本方針

- ① ICD-11 の分類全体に共通する定型的な用語は、一貫性のある和訳とする。
- ② 直訳がふさわしくない又は一般的ではない場合は、意識を検討する。
※MMS の分類名に意識を充てる場合は、特に①に配慮する。
※意識に際しては、社会的な影響も考慮する一方で、用語の概念・範囲が変わることが無いように十分配慮する。
- ③ 訳語が複数ある場合は、同義語として追加することを検討する。
- ④ 直訳が、日本の臨床現場等で使用されておらず、翻訳することが却って混乱を招く可能性がある場合は、英語のまま残すことを検討する。

(参考)

- ①の例：{Certain, other specified, unspecified}, {disease, disorder, condition}, {and, or}、解剖学的部位等
- ②の例：Ductal carcinoma in situ of breast は、直訳では、乳房の上皮内導管癌と訳すことができるが、一般的には、非浸潤性乳管癌が使用される。英語には、直接、非浸潤性にあたる用語 (noninvasive, noninfiltrating) がないが、意識を検討することも可能。
- ③の例：②の例で、直訳を残したまま、意識を同義語として (又はその逆) 追加することも可能である。
- ④の例：地方性非性病性梅毒 (Endemic non-venereal syphilis) の同義語に、njovera、Skerljevo 等があるが、一般的に使用されていない場合は、無理にカタカナ語等にせず、英語のまま残すことも検討する。

2. 既存の訳語との調整について

- ① ICD-10 の既存訳、表記法 (山括弧を利用した代替用語の表記の仕方等) も含めて見直しを行う。
- ② 日本医学会医学用語辞典等との学術的な整合性に配慮し、仮訳作成の際の参考とする。
- ③ ICD10 対応標準病名マスター／傷病名マスターにおける用語の使い方も参考とする。

(第 7 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会 (平成 30 年 8 月 8 日) 資料)